

平成20年 9月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	堀 岡 敏 喜	2番	炭 竈 ふく代
3番	山 口 敏 子	4番	小坂井 実
5番	佐 藤 高 清	7番	武 田 正 樹
8番	立 松 新 治	9番	山 本 芳 照
10番	杉 浦 敏	11番	安 井 光 子
12番	三 宮 十五郎	13番	渡 邊 昶
14番	伊 藤 正 信	15番	三 浦 義 美
16番	中 山 金 一	17番	黒 宮 喜四美
18番	大 原 功		

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

6番 佐 藤 博

3. 会議録署名議員

15番 三 浦 義 美 16番 中 山 金 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

副 市 長	加 藤 恒 夫	教 育 長	大 木 博 雄
総 務 部 長	下 里 博 昭	民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二
開 発 部 長	早 川 誠	十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美	総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司
民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之
教 育 部 次 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹
企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
市 民 課 長	山 田 進	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	伊 藤 薫	十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	鯖 戸 善 弘
農 政 課 長	石 川 敏 彦	商 工 労 政 課 長	服 部 保 巳

土木課長	三輪真士	下水道課長	橋村正則
教育課長	服部忠昭	社会教育課長	水野進
図書館長	伊藤秀泰		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤忠	書記	柴田寿文
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号 第1次弥富市総合計画の基本構想について
- 日程第3 議案第41号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第4 議案第42号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第5 議案第43号 弥富市殉公之塔及び鍋田神社合祀条例の廃止について
- 日程第6 議案第44号 海部津島土地開発公社定款の変更について
- 日程第7 議案第45号 海部南部広域事務組合理約の変更について
- 日程第8 議案第46号 市道の認定について
- 日程第9 議案第47号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第48号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第49号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第50号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 認定第1号 平成19年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 平成19年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 平成19年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 平成19年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第7号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三浦義美議員と中山金一議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 議案第40号 第1次弥富市総合計画の基本構想について

日程第3 議案第41号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理について

日程第4 議案第42号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第5 議案第43号 弥富市殉公之塔及び鍋田神社合祀条例の廃止について

日程第6 議案第44号 海部津島土地開発公社定款の変更について

日程第7 議案第45号 海部南部広域事務組合規約の変更について

日程第8 議案第46号 市道の認定について

日程第9 議案第47号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第48号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第49号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第50号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 認定第1号 平成19年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第2号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第3号 平成19年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第4号 平成19年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第5号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第6号 平成19年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第7号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第40号から日程第19、認定第7号まで、以上18件を一括議題とします。

本案18件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず、安井光子議員。

11番（安井光子君） 皆さん、おはようございます。

議案質疑を行わせていただきます。私は、今回、四つの大きな問題について質疑を行います。

まず一つ目、弥富市の総合計画についてでございます。

基本構想案62ページ、安全・安心のまちづくり構想、住宅等建築物の耐震診断及び改修の支援、基本計画案9ページの2、建築物の耐震診断及び改修の支援、東海・東南海・南海地震に備え、耐震改修促進計画に基づき住宅等建築物の耐震診断及び改修を支援しますと書かれております。そして、成果指標として、民間木造住宅耐震改修費補助事業、平成19年度実績は2戸となっておりますし、25年度の目標は30戸となっております。県の資料によりますと、もし地震があった場合の弥富市の建物の被害状況、ちょっと見てみますと、東海地震では全壊棟数が約190戸、想定の中東海・東南海地震では全壊が850戸となっております。基本計画の目標、平成25年度までに耐震改修費補助事業30戸では、想定の中東海・東南海地震全壊棟数にはとても及びません。耐震診断結果が1.0未満の建物は改修工事費の補助、上限で60万円が出ると規定されておりますが、数百万円という相当大がかりな改修工事をしないと、60万円は出ないと言われております。地震改修工事がなかなか進まない原因はここにあるのではないのでしょうか。

まず一つ目の質問です。ひとり暮らしや高齢者の2人暮らし、所得の低い家庭では、家が古くて、地震が来たら危ないとわかっていても、住宅の改修にはとても手が出ません。「地震が来たら、家と一緒に死ぬだわなあ」と言われるお年寄りもでございます。平成25年度までに耐震改修費補助事業の目標が30戸、東海・東南海地震で想定される全壊の棟数は約850棟、あまりにも落差があり過ぎます。安全・安心のこの辺の対策はどのように考えておられるのでしょうか。所得の低いひとり暮らしや高齢者だけの世帯に対して、せめて1部屋だけでも改修する支援を行うことはできないのでしょうか。

決算書によりますと、決算の152ページ、家具転倒防止器具取り付け委託料が2万6,460円になっております。この制度も活用できますが、焼け石に水ではないのでしょうか。家がつぶれてしまってはどうにもなりません。実態に即した利用可能な安全・安心の住宅改修施策についてのお考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、安井議員の御質問にお答えさせていただきます。

住宅耐震改修工事への支援につきましては、先ほど言われましたとおり、木造住宅耐震改修費の補助制度があります。ひとり暮らしや高齢者世帯の支援につきましては、総合計画の

実施計画の中で、財源の裏づけと優先順位を考慮した中で、今後どのような支援ができるか検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 実施計画の中で検討していくというお話でございましたが、老朽化しているアパートとか借家住まいの低所得者への対策として、市が民間住宅の借り上げ等をして市営住宅として供給するということはいかがでしょうか。

現在、弥富市の市営住宅はどのようになっているか、お尋ねいたしましたら、随分古い建物で、10棟あるそうでございます。しかし、その中には6棟だけ入居者がありまして、あとはあまりにも古くなっているもので、募集を控えておられるということでございました。本当に地震が来たらつぶれてしまうのではないかと思われるような住宅だそうでございます。25年の目標では30棟改修工事を行うということでございますが、実際、地震が来たら、東海・東南海で850棟も倒壊してしまう、こういう状況でございますので、やはり実態に即した支援、この計画をぜひつくっていただきたいと思います。

参考に申し上げますと、住宅改修独自助成制度、昨年9月1日現在でございますが、愛知県63市町村の中で、介護保険への上乗せ助成として25市町村、愛知県の39.7%が行っております。金額については、10万の支援とか、多いところは40万の独自支援とか、いろいろ内容はございます。また、介護保険の上乗せまたは介護保険利用者以外の助成、この両方または一方を行っている市町村は45市町村でございます。全体の71.4%でございます。先ほども申しましたが、やはり実態に即した本当の安全・安心ということを考えるのであれば、安全・安心もお金次第では、本当に市民のだれもが安心して暮らせるまちづくりはできないのではないのでしょうか。ぜひこの点について、先ほどの御答弁にもありましたように、実施計画の中で実態に即した支援を進めていただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。決算の主要施策報告書についてでございます。

この報告書につきましては、地方自治法の233条の5項の規定によりまして、普通地方公共団体の長は、決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類をあわせて提出しなければならないという規定に基づいて、この決算の主要施策報告書が出されているのでございます。この問題に関して、二つについてお尋ねをしたいと思います。

報告書では、課によって3年間、あるいは単年度の施策成果報告とまちまちになっております。できるもの、できないものがあると思いますが、できるだけ3年間ぐらいの施策成果が比較できるように統一した記載を求めたいと思います。これについてはいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 事業によっては3年間の実績を記載することが困難なものもございますが、記載可能なものは記載するよう努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 関連で二つ目の問題でございます。主要施策の報告書の冒頭に、十四山村の決算に関する報告書をちょっと見てみたんですね。これは平成16年のものがございます。その冒頭に総括というのとか、決算についての概要、歳入歳出について、これの自己評価が書かれております。弥富市の場合、いきなり歳入歳出の一覧表とか、そういうのが出ておりますよね。それで、この主要施策の報告書の冒頭に、やはり住民の要求に対してどのように要求が前進したのか、決算の中で歳入歳出の状況はどうだったのか、そういう総括的評価、自己評価といいますか、その御説明を書いていただきたいと思います。そうしますと、議会もそうですが、住民の方も、それを読めば1年間の決算の状況が一目瞭然に明らかになってくると思うんです。自治体によって十分、不十分はあると思いますが、十四山のとときに書かれていましたように、こういうふうな一覧表の前に、冒頭に自己評価、これをぜひ入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） まず、主要施策の成果につきまして、これはどういったものかといえますと、これは決算の方が数字で表現される収支計算書、そういうことであることにかんがみまして、具体的にその実績を明らかにするものということでございます。それでもちまして、具体的な表示方法は普通公共団体の判断ということで、書式の形式は自由ということになっております。それでもちまして、今、議員がおっしゃられましたように、総括的なみずからの評価を表現してみえる市もございます。でも、表現してみえない市もございます。これにつきまして、今後、他市の状況をいろいろ検討させていただいて、検討課題ということにしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） この主要施策報告書を見ますと、数字はたくさん丁寧に並べていただいているんですが、全体を見て、この決算をどのように評価するのか。だから、この決算につきましても、住民の目線、住民の視点でよりわかりやすい自己評価、これをぜひ盛り込んでいただきたいと思います。検討課題ということでございましたので、ぜひこれを強く要望しておきます。

三つ目の問題でございます。決算書の135ページ、土木費についてでございます。

毎年秋に各自治会等から地域の要望をまとめた申請書が市に提出されています。また、適宜要望も出されております。申請書、要望に基づいて、職員の皆さんは現地を確認したり、調査をしたり、状況に応じて優先順位を判断して、緊急性のあるところはずぐに対応するな

どの要望の実現に御努力をいただいていると伺っております。

平成19年度の要望、申請書に対する実績はどのようになっているかお尋ねいたしました。道路の舗装につきましては、道路舗装の申請に対して25%の実績、補修・側溝のしゅんせつは50%の実績、側溝整備は34%の実績、申請外の苦情処理件数につきましては、カーブミラーの修正・交換・新設が70件、穴ぼこの修繕が150件、側溝のふた修繕などもろもろでございますが、これが74件など、緊急性により100%施工しているというお話でございます。このように状況を報告いただいているわけですが、予算その他の関係ですぐできるもの、できないものもあると思います。申請に対して市としてどう対応するのか。できない場合は、その理由なども文書で報告し、市民に、自治会等に納得できるように報告をしてほしいという意見がたくさん出ております。申請は出したが、どうなったのか、ナシのついででは本当に困ります。聞きに行かないと状況がわからないというのでは困ります。市長がモットーとされる市民のお役に立つ市政とは、市民の要望に対して誠実に対応し、行政と市民の信頼関係を築いていくことから始まるのではないのでしょうか。ぜひ自治会などから出された申請書に対して、すぐ実現できるのか、いつできるのか、できないのか、できない理由は何かなど、文書で自治会などに報告いただきたいと思います。これについていかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

土木課長（三輪眞士君） それでは、お答えさせていただきます。

土木申請につきましては、毎年10月中旬に案内通知を発送させていただき、11月中旬までに申請をしていただいております。その申請に基づき翌年度の予算を確保して、事業効果の高い箇所を整備を行っております。区長さん方には申請時に申請書の控えをお渡ししておりますので、年度内に施工できる箇所を、土木申請の案内通知と一緒に箇所図を入れさせていただいております。また、本年度施工できなかった箇所につきましても、文書で次年度の申請に反映させていただくことを御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 申請書の、どういうふうになったかということをお文書で御報告いただけたというお話でございました。ぜひ市民と行政の方が温かい血の通うような行政、その実現のための第一歩だと思いますので、よろしく願いいたします。

最後でございますが、決算書の94ページ、給食サービス事業の委託料についてでございます。

平成19年度は給食サービスが週1回から5回にふえたことで、年間延べ利用者数は18年度に比べますと3倍以上にふえました。事業委託料は約1.6倍の456万円となっております。利用回数では週5日利用する人が最も多くなっております。

利用者の声を聞いてみました。全部の方にはお聞きできませんが、一部の方に聞いてみました。「回数が週5日にふえて大変助かっている」「5日のほかに1日は自費で頼んでおります」「週7日にしてもらおうと本当にありがたいのですが」、また、「給食がないときはコンビニで菓子パンを買って食べています」「買い物をするにも足がなくて、遠くまで行かなければなりません」「栄養のことも考えると、給食サービスはもっとふやしてほしい」。こういう声が寄せられております。ひとり暮らしの方が御自分で買い物をしてつくりますと、キャベツを半分買ってそればかり、置いておくと傷みますので、キャベツを入れた料理を何かつくらないといけない。キャベツだけではいかんもんだから、お肉も買う、お魚も買う。そうすると、もう最後にはやっぱり捨てないと腐ってしまう。こういう効率の悪いことがありますので、給食サービス、週7日、要望される方がありますので、ぜひ拡大をしてくださるよう求めたいと思います。

ちなみに、県内の市町村の状況を調べてみました。7日の配食をやっているところは、一宮市とか豊田市、北名古屋市、知立市、高浜市、日進市。岩倉市は週8回やっておりますし、知多市は365日配食サービスがなされております。こういう状況もかんがみ、やはり高齢者、おひとり暮らしの方への、食事というのはやっぱり元気の源でございますので、配食サービスの拡大について御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 御質問にお答えさせていただきます。

給食サービスにつきましては、高齢者保健福祉計画に基づき、昨年9月から週5回に拡大をさせていただきました。現在の利用者数は133名で、回数別の利用者数は5回が39名、4回が15名、3回が27名、2回が28名、1回が24名で、平均利用回数は3.1回となっておりますので、週7回の御要望でございますが、当面は現行どおり実施させていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 高齢化が進んでおります。おひとり暮らしの方もふえております。状況を見ながら、ぜひ拡大の方向で今後御検討をいただきたいと思います。

これをもちまして、私の議案質疑を終わらせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 市長がお見えになりませんので、基本的な問題については副市長に、細部に至りましては担当の方からお答えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、認定第7号等に関連いたしまして、市の財政力、行政力について、これは市長を初めとする当局の皆さん及び議会、市民の共通の理解を深めるために、決算監査及びこ

の議会の決算認定に当たって、よりわかりやすい資料、情報の提供を求めたいと思います。

先ほど安井議員の質問の中で、主要施策成果及び実績報告書についての評価等の記載をとということにつきましては、総務課長は検討課題というふうにお答えになりましたが、もともこの報告書の根拠法は地方自治法233条第5項でございまして、そうした評価をつけることも含めて定められておまして、したがって、当然それは、市がこの1年間の決算をどういう考えで進め、どういう成果があったかということを自己評価することも定められたものでありますので、ぜひそういうものにするには、検討課題ではなくて、法律で定められた義務でございますので、ひとつそういうふうに一度お調べいただいて対応をお願いしたいと思います。

同時に、実は私、4年ほど監査委員をやらせていただいておりますが、私が監査委員をやっておるときには、その時点で全部100%できておりませんが、ほぼこの実績報告書と同じ内容のものが監査委員にも提示をされまして、年度監査で監査をする、非常に中身がよくわかりますから、いい材料になっておりました。ところが、いつの間にか監査委員の方には、今皆さんのお手元に配られております議決対象の款項までの決算書と事項別明細書、数字だけが載ったものしか示されない。法的には何かそれでもいいというふうに当局はお考えになっておられるようでございますが、実際に、議会選出も含めまして、そう専門に監査や決算をやっている方は少ないわけでありまして、やはりよりわかりやすいものを提示してきちんと、もちろん原簿の方の監査を受けることは当然でありますので、やっていくということが必要だと思いますし、特に私が改めて市側に求めたいのは、ことしの3月に18年度のバランスシートと行政評価書が掲載をされまして、ああ、こういう考え方で、民間の手法によると弥富の資産や行政コストはなっているのかというふうに改めて見せていただきましたが、これもやはり市民や議会、あるいは監査委員の皆さんが、弥富市の実態を正確に知り評価をするという上では、私はある意味では、1ページ、2ページで相当多くの情報を得ることができる資料だというふうに思いますので、あわせてこの時期に出すような手だてがとれないかということをお伺いしたいと思います。

なぜこのことをお尋ねするかといいますと、ここ数年の弥富市の財政状況の変化というのは著しいわけでありまして。平成17年度の2町村の合計決算に比べまして、税収だけで見ましても、平成17年度は60億3,700万円、2町村の合計ですね。18年度が63億7,000万円、3億3,300万円ふえております。19年度はさらに8億4,800万円市税がふえております。20年度、今、議会に出されております補正予算によりますと、当初予算より2億3,600万円の補正予算が提示をされまして、19年度に比べて今の時点で2億2,860万円増の予定と。要するに、18、19、20、現時点で市税だけでも14億1,000万円、1年間に新たに20年度の場合ふえている。こういう実態でありますので、市の財政力、行政力を本当にきちんと市民の皆さんに知

っていただく。とりわけ今、総合計画や一連のまちづくりの土台になる課題に取り組んでいるときに、我がまちの行政力、財政力というのはどのような内容のものであるかをきちんと明らかにして、この土台の議論を進めることは、本当に市の持っている力を発揮する上で非常に大事な課題だと思っておりますので、そういう本来法に定められた制度に基づいて、同時に今、新しいいろんな評価の仕方、その指標の仕方を取り入れておりますので、よりわかりやすい、より親切的な形で、当然市の監査委員に対しても、議会に対しても、市民に対してもお示しいただいていくことが、市民と市の協働をつくり上げていく土台になると思っておりますので、その辺についてどのようにお考えいただいているか、まずお伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） それでは、三宮議員の質問にお答えさせていただきます。

まず主要施策につきまして、これにつきまして、従来、監査委員に決算審査のときに出しておったと。今は出してないということの件でございますが、従来確かに出しておった時代はありますが、法的に主要施策に関しましては決算審査の対象じゃございません。ですから、今のあり方が決して間違っているというふうには思っておりません。決算審査の主眼というのは、計算に間違いはないのか、支出命令等に符合しているのか、収支は適法であるか等でありまして、これでもちまして監査委員の審査を経た決算書を議会の認定に付すると。その段階で前年度の主要施策の成果を議会の方にお出しして認定をしていただくという流れであると思っております。

それからバランスシートの件でございますが、これにつきまして、前にもちょっと3月議会のときに御答弁したかと思っておりますが、昨年度は作成の当初の年でございますが、ぎりぎりの3月に公表したという形でございます。今2年目になっておりますので、そこまで遅くなることはないかと思っておりますが、なるべく早目に公表したいと思っておりますが、ただ、これを決算審査の議会のときに間に合わせて提出できるかということにつきましては、今現在まだ作成をやっておる最中でありまして、来年それをもっと早目にできるかということにつきましては、ちょっと非常に苦しいなあというのが正直なところでございます。ですから、これにつきましては、決算の9月の議会に間に合わせるというのは不可能であると思っておりますので、さりとて年を明けて3月というのはあまりにも時期が遅い。ですから、今年度に関していつというのは約束できませんが、なるべく早目に市の広報、ホームページの方で公表していきたいなあというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 要するに、今、総務課長は、監査委員の仕事は財政の実務監査だというふうにお話しになられたと思うんですが、あなたが事務局をやっておる時期は、多分、法律上もそうだったと思っております。しかし、今は財政監査だけじゃなくて行政監査も監査委員

の責務になっておりまして、場合によっては、監査委員が監査のときに対応できなかったということで、監査委員も職員措置請求の、行政監査請求の対象になるという時代でありますので、今のようなお考えでもし市の監査業務を進めていくとすると、これは監査の関係の法律が改正されたことに伴う対応がなされていないのではないかと思います、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 行政監査というのは監査委員の職務の方でございます。それにつきましては、この決算審査とは別の条文でございます。それにつきましては、この決算審査のときに決算の成果を評価するという別の時点において必要に応じやうていただく形で法律上の問題はクリアすると思っておりますので、あえて決算審査の時期に主要施策を監査委員に提出しなければならないという根拠はないと思っています。ちなみに、今、解説本によりますと、主要施策につきましては決算審査の対象ではないというふうにはっきりうたってあるということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 事は、この主要施策の実績報告書の中には、先ほども課長も言われましたように、おおむね3年間の比較ができるものが出ていますよね。そうすると、財政の流れも行政の流れもそういう一覧表で見られるわけですから、非常にわかりやすいわけね。もしこれがなかったら、多分、決算審査なんてほとんど数字だけのもので、議会に出されたら、私たちは本当に理解することが難しいと思えますし、同時に本当に日ごろの皆さんの要求が年度ごとにこういうふうに変ってきておるとか、これは大変すぐれておるけど、これはよそに比べてやっぱりおくれておるとか、こういう比較や対象ができるわけですよね。それが資料として、私どもが監査をやらせてもらっておったときは、100%ではありませんが、ほとんどこれと同じものが出せておって、ますます今、新しい市長になって、市民と一緒に考えると、情報をどんどん公開していくと。だから、私どもも、財政の状況やそういうものは、以前に比べると随分たくさん資料や情報を提供していただいて、こういう議論ができるようになったわけでありましたが、こういう市が持っている基本的な資料をいろんなところで、とりわけ監査を受けるときにこういう資料をそろえることが、監査の対象でないなどといって、具体的に市政の流れを見ていただくものをそんなに無理をしなくてもそろえることができるのに、今までは出していたものをやめてしまうとかというのは、かなり私は逆行するやり方だと思いますが、そんなふうにお考えになりませんか。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） ちょっと先ほどのお答えとダブるかわかりませんが、行政監査と決算審査、これは地方自治法の別の条文の方で定義されておるわけでございます、主要施

策を議会に提出した後、例えばの話でございますが、10月におきまして、この施策に基づいて行政監査の方をやっていただくという形は考えられるかと思いますが、決算審査において主要施策に基づいて市の施策の成果を審査していただくというのは、決算審査の法律が用意しているところではないというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 比較検討を、財政監査もそうですよね。実際に個々の施策がどういうふうにお金の上でも数量の上でも進められているか、変化しておるかということが、一番今、市の資料で数字的に明らかになるのはこれですよね。だから、これは財政監査のためにも非常に有効な資料でありますので、今のようなお考え方は、私は、市長が日ごろ考えておる、市民と情報を共有する、ましてや市の監査委員だとか議会には出しているものを監査委員に後からお示しすればいいというような性質のものではなくて、やっぱり監査委員の監査というのは、私どもと違って、市のすべてのプライバシーにかかわるものまで含めて必要なら見ることができる人たちに、より具体的な資料や情報を提供するということは、私は本当に市民に開かれて市政を進めていくかなめだと思しますので、一度そのことについては市長とも御相談いただきたいと思します。

押し問答しておってもいけませんので、先に進めさせていただきますが、もう一つは、バランスシートについては、これは先ほどの地方自治法の233条の5項で、この実績報告書を出す根拠というのは、市自身がこの年度の決算に当たってどういう成果をおさめて、どう考えておるかということ議会や市民に示すものでありますが、このバランスシートの方法というのは、市の従来ずっと総務省が進めてきましたいろんな財政指標の数値だけで物を見るやり方というのは、実際に本当に資産がふえておるのかどうか、それから負債がふえておるかどうか、全体として弥富市は前進的な方向に進んでおるのか、それともどんどん資産を食いつぶしているのかということが、バランスシートではかなりはっきりとわかる仕組みになっておりますよね。そうすると、これを決算審査のときに示すというのは、市自身が我が町の行政力、財政力はこうだという評価や判断を皆さんに示す上で非常に大事なことだと思いますし、前もって、このマニュアルはもう決まっておるわけでありまして、準備をすれば私は間に合はんことではないと思しますが、物理的に無理な条件があるから出せないということなのか、それとも、出すことは出すけれども、出すほどの必要がないもの、要するに議会の決算審査のときに参考資料として出す必要がないものというような程度のお考えなのか、その辺をもう一度御説明いただきたいと思します。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） まず物理的な問題でございますが、これは決算統計が済んでから今作成をしかけるわけでございますが、決算統計の数字が固まるのが7月の後半になると。

それからほかのいろんな仕事もございますし、それから作成しかける中で、この議会のほかの議案と同時に発送するというようなことは、未来永劫どうかということはありませんが、少なくとも本年度の状況を見たら非常に苦しいなというふうにまず考えております。

それと2点目でございますが、法律的な問題でございますが、法律的な問題におきまして、バランスシートを決算審査の認定に添付する、出すという形にはなっておりませんので、法律上は別に出す必要はないというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今回、この議会でも審議の対象になっております市の基本構想、基本計画の土台になる中にも、本当に市民と情報を共有し、そして市民の協力を得て市政を進めるということが太く貫かれております。そのことを考えると、やっぱりかなり私は市長のお考えと今説明を受けたことは大きな差があるような気がします。問題は、私、皆さんが非常に苦労しておるということをよく承知をしております。と申しますのは、例えば現在の市の行革大綱でもそうでございますが、職員数が同じ規模の自治体に比べて多いというふうなことで、減らすことばかり考えてみえるわけですよ。ところが、私が知り得る限りでも、この10年ほどの間に、在職中にお亡くなりになった職員の方が3人おります。重度の障害になられた方が、私が知る限り1人お見えになります。現在、10名を超える皆さんが長期休養をやむなくしなければならないような状態、がんとかいろいろな病気によって体調を崩されて長期休養をしていると、こういう状態があります。我がまちの職員数が多いというのは、これは十四山もそうでございますが、保育所だとかそういう施設の職員が多いことから、全体の1,000人当たりの職員というのは、ほかの市町村に比べ、そうめちゃくちゃ多いことはないと思いますが、幾らか多いかなという程度だと思います。当然そうすると、その分が本庁の職員の人たちにしわ寄せが来る仕組みに、もし1,000人当たりの職員数で規制していけば出てくるわけでありますから、今の総務課の皆さんにしても税務課の皆さんにしても、あるいは民生部の特に保険年金課や、あるいは介護高齢課だとか、そういうところの人たちというのは大変な御苦労をしながら仕事をしているわけでありますが、やっぱり必要な職員はきちんと確保していくということが非常に大切なことでありまして、その面でも本当に考えていただきたいと思います。

特に具体的な問題で少し立ち入って申し上げますが、弥富市の財政状況、この予算審議では、私どもはとても実際の実情を反映しない、税金においても、それから繰越金についても、大幅に合わせて10億を超える過剰な計上をしておるし、それから他の会計からの繰入金も含めまして、起債と合わせて決算額よりも12億3,000万円あまり過大にそういうものが計上されておって、もう弥中のためになりふり構わず、当時の予算書を見るとやっているような、そういう説明をするためみたいな予算だと。とても通常なら賛成できんけれども、服部市長

が改めるという表明をしたから、私たちはそれを信じて賛成するといって賛成したこの19年度の予算でありましたよね。皆さんも御承知だと思います。

実際に今、弥富市の財政状況がどういう状況にあるか、少し立ち入ってお尋ねをしたいと思いますが、例えば財政力指数でいいますと、合併前の17年度は両町村平均で0.96%であって、それから18年度は1.02、19年度は1.09、本年度は1.1というふうになっておりますが、これはさらに、合併によります算定外で旧十四山分として本来合併しなくてももらえるであろうという交付税などはこの中には入っておりませんので、これを含めて実際に、普通交付税は財政力の不足分を埋め合わせるためにもらう分でありますから、これを合わせて計算すると、18年度は1.0796、19年度は1.1375、20年度は1.1536で、恐らく全国の市町村の100番以内に入るレベルの財政力だというふうに私は見ております。そして、さっき言いましたような市税の増収もありました。

それで、18年度のバランスシートで私が驚いたのは、実はバランスシートの場合、今持っておる施設を減価償却する分は差し引いて資産やそういうものを計算する仕組みになっていきますよね。どれほどバランスシートで資産の減少分を見ているかといいますが、驚いたんですが、土地を除く有形固定資産、建物や構築物ですね。283億1,319万5,000円というのが18年度末の実際に帳簿に載っておる有形固定資産であります。18年度に償却されたとして計上されておる額は17億7,200万円が償却されて、なお行政コストと決算書を突き合わせますと、8億円を超える正味資産がふえていると、こういうバランスシートができております。ただ、こんな形で償却していきますと、280億円なんていう資産は16年足らずで全部なくなりますよね。ただ、ちょっとこれは多分償却の方法が、今の一般の民間がやっておる税金を掛ける計算の償却のやり方だと思んですが、それにしても、それだけの償却をして、なおかつ正味資産が8億円もふえているというような実態、それから先ほど申し上げましたような税収の大幅な伸び、それから本来言われている財政力に比べて、合併特例によりまして、まだこれは県の負担金もありますからもっと高くなりますが、実際の財政力はそういう状況になっているときに、在職死が10年間で3人も出るとか、10名を超える人たちが長期休養を病気によってやむなくしているような状態というのはやはり一日も早く解消して、本当に今のこの財政力をしっかりと、市長を初めとする当局の皆さん、それから当然、議会、市民の皆さんも共有して新市総合計画をつくっていく、基本計画をつくっていく。こういう仕事に本当に心置きなく打ち込める状態をつくる上でも、今、私が申し上げましたような資料は本当に早い時期に、当然、人がおればできることですからね。この決算認定の議会に出していただくということが、今、弥富市にとって、本当に市の行政力、財政力を活用する最も大切な課題になっているというふうに思いますが、これは総務課長では難しいと思いますので、副市長、今の実態についてどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思いま

す。

議長（黒宮喜四美君） 加藤副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほどの三宮議員の、私どもも今の17年から20年ということの中では、合併前と、18年、19年というのは、合併してからのいろいろこういった財政に対する決算というものが出ておるわけでございます。そういう中で、この18年、19年の中でいろいろ議員の皆さん方からも御意見もいただきました。私たちも、合併の中での締めというのが非常に難しかったというのも事実でございます。そういった関係で、18年、19年については非常に緩やかな形で進めてしまったという形の御意見を強くいただいております。そういったことを踏まえまして、20年度の予算の立て方、今回の2億数千万の問題も含めてでございますけれども、18年、19年のそういった反省に立って、20年度予算を立てさせていただいております。そういった関係で、20年度そのものも、18年度、19年度のような形で締めがなるかということ、現在担当しておる者、私も含めてでございますが、非常にそういった中でシビアに今回見させていただいております。同じような形で20年が締めくくれるかということ、決してそのような状況にはなく、むしろ非常に厳しい形で結果的におさまるんじゃないかという考え方を示しておるわけでございます。そういったことで、今後におきましても、こういった財政につきましては、非常に我々も今後一層敏感に受けとめて事を進めていかなきゃならないということを感じております。

特にこれからどんどん進めなきゃならない公共下水道の問題につきましても、当初皆さん方には20年、30年の中での計画というものをお示した中で、いろいろ現在の進捗からしてみると、40年もかかってしまうというような問題もあり、また軌道修正したり、いろいろ行っておるわけでございます。こういった問題につきましては、服部市長も先日、この9月議会の最終日に、下水道の料金の設定にあわせて、こういった財政力的なこともありますので、それに基づいて使用料の関係のことも皆様方に御報告申し上げたいということをおっしゃいました。そういったことで、今後とも財政につきましては、より一層引き締めてシビアに事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 開会してから1時間になりますが、ここで暫時休憩をいたします。11時10分に再開いたします。

~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮議員。

12番(三宮十五郎君) 今、副市長から、20年は今までのようなことはない、もっとシビアな状況になるというお話がありましたが、それは予算に計上しているお金の余り方がどうかというだけの話でありまして、実際には、20年度はまた19年度よりもさらに税収があつてふえていますし、いろんな条件、実質的な財政力指数だつてふえておるわけでありまして、まるで市の行革大綱なんか見ると、生き残るためにどんどん締めつけをせざるを得んというようなものですが、確かに今、国がやっている三位一体の改革というのはそういう中身を伴っています。たまたま弥富市は条件に恵まれてそれから外れておりますが、そうでない、要するに全国の九十数%を締めます交付税交付団体、あるいは交付されても1ぐらいのところは、実際に今回、税源移譲が弥富市の場合で4億2,000万円あまりあるわけですが、これも交付団体ですと丸々、普通は税金の場合は75%を基準に算入して、あとの25%は浮かせて使えるようにするわけですが、税源移譲で市町村民税として入ってくる分は100%算入して、その分交付税を減らしますとか、そういうことがされているわけですし、それから、弥富市でも恐らく一連の住民税の制度改悪によって、年間3億円ほどの収入がふえておるだろうと私は見ておりますが、それについても、交付団体は75%は交付税を削るというやり方がされておりますので、税源移譲されたつて、実際にはお金は全然ふえないと。弥富はそういうものが全部丸々ふえて使える仕組みに今なっていますよね。非常に恵まれた状況にあります。そうした中で、職員が本当に10人を超えて長期病気で休まなきゃいかんとか、この10年の間に3人も在職死の職員を出すような働かせ方、それから決算議会というのは、もともとこの前年の1年間の決算を審査して、ここはよかった、ここはやっぱり改めるべきだということで、新しい年度にどうしようかということで、バランスシートのような本当に全体の収支や財産の増減の状況が一目でわかる資料が、マニュアルもあつて、そんなに時間をかけなくても用意できる。ただ、今の職員の体制ではなかなかそういうことができないというだけでありまして、必要な職員を配置すればできるわけでありまして、ましてや一般会計、特別会計合わせて200億円を超える状況の中で、しかも今のような余力がある中で、きちんと職員の人たちがそういう資料をそろえて市民に提示することができれば、本当に大きな力を発揮することができると思うんですよね。そういう問題としてやっぱりきちんと位置づけて、可能な限り速やかに、とりわけ決算議会に必要な資料を出す努力を図っていただきたいということを強く申し上げておきます。

同時に、弥富市はやっぱり周辺のほかの市に比べて、本当に市民の協力がいいまちだというふうに私は考えております。例えば市税の納入率、18年度分で見まして、弥富は98.7%であります。津島市が97.9%、愛西市も97.9%です。滞納を含めた全体の調定額に対する収納率は、弥富は94.7%、津島市は89.9%、愛西市は92%であります。やっぱりこういう市民の

協力があることと、たまたま恵まれた状況にあるということが重なって今の状況が生まれておりますので、本当に市民に役立つ市役所にしたいという市長の気持ちや、それに期待をした市民にこたえた努力を払っていただきたいということを強く申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、予算審議に当たって、実は市長や市当局の仕事というのは、予算を編成して提案をして、議会の審議と議決を経て、初めてそれを執行するわけですね。市民を代表して、この予算がいいかどうかを議決するのは議会の仕事ですよ。ここに出される予算案が本当に市民や議員にわかりやすいものにするということは、私はこれは本当に市にとって一番大事な仕事の一つだと思いますが、前々から要求しておりますが、なかなかそのようになっておりませんので、改めて具体的に要請をし、御意見をお伺いしたいと思います。

予算審議に当たりましては、重点施策の概要ということで、この新年度から幾らかの資料が出されましたが、少なくとも予算の規模等については、会計ごとの総括表と、一般会計においては款別に新年度予算見込み、構成比、伸び率、前年度の予算、その構成比率、最終見込み額とそれに対する比較増減表、同じ内容での各市税の同様の表、一般会計財源別調べ、同経費別調べ等、決算と同じ基準の表をつけていただくとか、全体として財政の状況のわかる資料を整えていただくこと。重点施策の概要については、その対象や規模、積算根拠は可能な限りわかるものとされることで、これは収入役室にも私の方から県の予算や決算の資料も見ていただいておりますが、少なくともこういう内容をそろえて、皆さんが可能な限りよく理解をして審議や議決に参加できる、こういうものに一日も早く改めていただきたいと思いますが、改めて御答弁いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 予算につきましても、いろいろ決算同様ということでございますが、なかなかそこまで行き届かないものもあるかと思います。例えば予算の詳細等につきましても、積算根拠等につきましても、シビアにそういった表現が出せるものと、なかなかそのところが、将来それに向けて事業をしていく段階で非常に厳しいものもあるわけでございますが、先ほど御指摘の中で、やはり改善すべきものは改善すべき内容のところも多々ございました、今のお話の中で。そういったことで、紙面との問題もございますが、そういったものも工夫すれば、ある程度わかりやすい形のものにもなってくるかと思っております。すべて決算と同様ということではできませんけれども、少しでも前へ進むように改善をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 先ほど私、市税の収納率について、津島市や愛西市に比べてかなり弥富市の市民の協力はすぐれたものだというふうに御報告させていただきましたが、そう

いう中で、きのうからの議論、先だってからの議論を聞いておられますと、例えば妊婦の健診について、愛知県平均が7回だというと、来年、じゃあ7回。だけど、14回なんてとてもできません。だけど、これは厚生労働省が、大臣は今度、多分かわるでしょう。だけど、それにしたって、今の時期にこれほど少子化問題が大きな問題になっておるときに、政府が、交付団体ですね、交付税措置ですから。14回をめどに財政措置をとるということを公約したものを、とても選挙が終わったからなしにするなんていうことはできるもんじゃないですよ。そうすると、弥富よりもはるかに財政事情の悪いところが、来年ほとんどそういう方向に進むことが予見されるのに、弥富は7回にします。7回で考えますとか、それから先ほどの安井議員の質問の中でも答弁がありました。配食ですね。本当に体が御不自由だったり、お一人で高齢だったりで大変な方に対して、5回配食しておるからこれで十分だと。そんなふやす考えはないと言うんですが、本当に体が御不自由だったり御高齢だったり、一人で自分でつukれない人たちにとっては、この配食というのは命綱ですよ。それがせっかく喜ばれて、しかも県から見ればかなりの自治体が毎日という状況になっておるのに、これを今ほかのことで、先日も市長自身もそういう言い方をされたと思うんですが、子供の医療費なんかでそれ以上なことをやっておるから、そっちはいいんじゃないかというお話があったんですが、これは弥富市が選択してそういう施策をとったことでありますので、やっぱり全県的に、あるいは本当にこの日本じゅうで普遍的に進められているような市民サービスについては、特に弱者を対象にした施策については、そういう言い方や考え方というのは本当に、とりわけ住民の命と暮らしを守る課題でいうと、市町村長が何々することができるというふうにもともとの法律で決まって、同時にまた市町村で対応するときには決まっておることですよ。そうすると、やっぱりこれは本当に市民をどう見ておるかという根本にかかわる問題でありますので、もし今のようなお考え方で進むとすれば、いろんなことを言っておるけどという批判が出ることも当然だと思います。だから、それはそういうものとしてお考えいただくというか、いろんな周辺の同じような規模の市に比べても、非常に市民が協力してくださっておるという状況をきちんと見て、そのために働く役場の職員であってほしいと私は思いますが、その辺については副市長、やっぱり現場の職員というんですか、副市長とはいえ、実務のトップでございますので、どういうふうにお考えになっているか、改めて御答弁いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほど来いろいろ福祉面の問題等で、配食だとか、それから妊婦さんの健診等、いろいろ話が出るわけですが、私ども、これだけやれば十分だという考え方は決してないわけなんです。今のお話では、行政はこれで十分だという思いで思っていたていおるかもわかりませんが、いろいろな面で、今の200億円を超える予算とおっしゃったわ

けですが、事実でございますけれども、そういった予算をいろんな各所に、部門でいろんな事業を市民の皆さん方の要求、また我々の将来に向けての必要課題等をクリアしていかなければならないわけございまして、そういったことで、今の状況下の中ではこの回数で何とか御理解いただきたいということのお願いの数字でございまして、ここまでもっていけばもう満足、十分だよというような考えは決してございませぬし、今後、皆様方といろいろ議論をさせていただく中で、やはり改善すべきものは改善していかなきゃならないと思っております。そういったことで、基本的な姿勢として、私どもとしてはそのような思いでは行っておりませぬし、いろいろ皆さん方と御相談申し上げ、限られた財布の中で事を進めていかなければならないということでございますので、よろしくお願ひしたいと、このように思っております。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 市長がお見えになりませぬので、あとの質問につきましては総務委員会で多分、私の自分の委員会で市長に直接お尋ねできる問題であると思っておりますので、そちらに移しまして、これで質問を終わりたいと思っておりますが、本当に私は残念ですが、今まだ弥富市の財政力や行政力について、職員の皆さんも日ごろの仕事の忙しさに追われて、本当に共通の理解をしながら、市民と一緒に頑張っていくというような状態にはなかなかないと思っておりますので、ぜひトップの方々が必要な配慮をしていただいて、こういう中で、本当に生活にも健康にも十分注意をして市民のために働ける役所にすることを強く求めて、質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に、杉浦敏議員。

10番（杉浦 敏君） 私は、第1次弥富市総合計画について1点と決算認定について2点、質問をいたします。

まず、議案第40号第1次弥富市総合計画の基本構想について、基本計画案11ページ、国・県道の整備促進についてというところにつきまして質問いたします。

この問題につきましては、日光大橋西線と名古屋十四山線の接続整備を急ぐべきではないかと、こういう視点から質問いたします。

日光大橋西線の整備が進んでおりますが、弥富の平島地区から前ヶ須、市役所方面へ東西に走る幹線道路として、関係住民から早期の全線開通を望む声がたくさん寄せられておりますが、地域の住民から、「しょっちゅう車の進路が変更されて、あるいは通行どめになったり、大変危ない。いつまで工事が続くんだ」という問い合わせがありましたので、都市計画課に問い合わせしましたところ、この日光大橋西線は弥富の市街地の地域では、ことしの9月中には北勘助交差点のスギ薬局のところから西、つまり県道富島津島線以西の120メートルが完成をし、信号の移設が完了すれば、流域下水の推進工事用の建屋の手前まで整備が進

むことになるということです。さらに、この建屋が撤去されます来年9月ごろには、信号機の設置が完了すれば、155号の南進、1号線から篠田医院を通る名古屋第3環状との交差点部分まで利用可能になると聞いております。つまりは、今の生鮮館の手前ですが、あそこまで利用可能になると聞いております。こうなるとまいますと、旧弥富地域の東側は平島、五反割地域の穂波通り線まで既に完成しておりますので、市役所や海南病院など市の中心地域への東西の交通のアクセスが一気に改善され、町並みの景観も見違えるほど変わってまいります。

もう一つ残されております課題は、この穂波通線から東側、旧十四山地域、名古屋十四山線から来る道路までの接続整備であります。この問題は、おととい小坂井議員も質問をされた問題であります。計画どおり進んでいるとの発言がございましたが、現在はこの弥富の地域では旧十四山境、水路の手前まで16メートルの道路が整備が進んでおります。残すところ210メートルの整備で、鍋平のJAを南進した信号機のところ、最近コンビニができました交差点までつなぐと聞いております。合併して2年がたちましたが、以前から弥富と十四山をつなぐ幹線としては、北は1号線、南は筏川沿いの県道の2本がありますが、この中間部分には東西をつなぐ幹線道路がなく、弥富から来ても、十四山から来ても、細い道路をごちゃごちゃと行ったり来たりしなければ行き来できないという状態が続いております。

そこで、まず第1に、この210メートルの区間の整備は県の事業であり、平成23年ごろに完了すると聞いておりますが、詳しい進捗予定をお聞かせ願います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの杉浦議員の御質問に御回答をしたいと思います。

御質問の路線につきましては、本年の3月議会でもお答えさせていただいておりますが、現在の状況を申しますと、平成19年度に路線測量が完了いたしました。本年度におきましては、用地測量と地権者の了解が得られれば一部用地買収に着手をしていくというふうに聞いております。また、この事業につきましては、21年度からは残りの用地買収、物件の補償等々の交渉を続けてまいります。この進捗状況を見きわめた上で工事に着手するというところで、先ほど言われたように平成23年度の工事、事業完了を目指して事業を進めていくということで聞いております。主要道路でございますが、今年度も市長より早期完成をということで県並びに県議会等の方へも要望活動しておりますので、一刻も早くできるように努力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 繰り返しになるんですけども、最初に申し上げましたように、弥富の市外の方の重立ったところは、21年、来年の9月には完成するというふうに聞いておりますので、それ以後また2年かかるということでは、せっかくできた道路が、なかなか十四

山の方がつながらなくて一気に使えないということで、合併して2年になりますけれども、弥富と十四山の相互交流、一体化の上でも大変に投資効果は高いといいますが、まちづくりの見通しという点からも、やはり一年でも早く、計画を前倒しをしてでも実施していただきますように引き続き県の方に交渉をしていただきたいと思いますので、要望として言っておきます。

次に、19年度決算事項別明細書の107ページ、環境衛生費について質問いたします。

潮見台霊園の墓地のトイレが仮設のトイレが設置されておりますが、正規のトイレをつくる予定はあるでしょうか。先日、私の知り合いの者から、高齢者の女性の方が墓参りに行って、このトイレを使おうとしたけれども、仮設のトイレであったために使えなかったという苦情がありました。私もその後、見に行きましたら、工事現場のトイレみたいな、本当にいかに間に合わせっぽいトイレがあったんですけれども、ちょっとこれでは障害者の方が使えないだろうなということを感じました。この潮見台霊園のトイレにつきましては、この前、環境課長から電話がありまして、これは19年度につくったものではないと。先月8月につくったらしいんですけれども、このトイレの問題は、前、公明党の四方議員も質問しておりまして、18年度に区画を200区画ふやしたということで、私もその区画の拡張に伴ってトイレの問題も解決しておったかなと思っておったんですけれども、この前こういう御指摘がありましたもので、これ以降どうされるのか、その点について御答弁願います。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 潮見台のトイレについて御答弁申し上げます。

議員おっしゃられたとおり、20年8月上旬に設置したところであります。本年度は試験的に設置いたしました。利用は少なかったと思います。今言われた障害者の方のような御心配のある方につきましては、火葬場のトイレを利用していただくよう、友引以外にあわせてお参りしていただくようお口添えいただくとありがたいと思います。なお、今後も利用状況を見守っていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） ちょっと問題点をはっきりさせるためにお話ししておきますけれども、墓地にはトイレはなくて、ことしの8月につくったんですけど、いわゆる火葬場の中にトイレがあるということで、確かに火葬場のトイレには障害者用のトイレもありまして、それが使えればいいんですけれども、まず火葬場が休みのときがありまして、何か聞きましたら、友引の日はやってないということで、そのときには、だれかたまたまおればいいんですけど、職員の方が見えないと、トイレというか建物の中自体に入れないということで、たまたまが続いて、障害を持った方が火葬ではなくてお墓参りに来た。そういうことはよくあり得ると思うんですけれども、そういったときに、やはり建物自体に入れないということが

起こってまいりますので、私がぱっと見た感じですけども、あの仮設のトイレでは、男性の方がいわゆる小便をされるぐらいならいいんですけども、やはり女性の方、あるいは障害を持った方が、ちょっとああいう場所で用を足すというのは本当に大丈夫かなと心配になってまいりますので、今、部長の方でいろいろお話しされましたけれども、やはり正規のトイレをつくってほしいなと思います。弥富ですと、例えば公園のトイレ、非常にきれいになっております。例えば近くでいきますと、あそこの栄南の大谷公園ですか、ああいうところも公園のトイレがちゃんとありますけれども、きちんとしたトイレができていますので、やはり火葬場のトイレとは別に、ああいった程度のいわゆる非常に安心して使えるといいますが、そういうトイレをぜひつくっていただきますように、これも要望いたします。

次に、もう一つ決算の方で、事項別明細書の139ページ、道路新設改良費についてであります。道路標識の問題で質問いたします。

市内の道路で、「止まれ」や制限速度などの道路標識で、古くなって色があせてしまっているもの、さびてしまっているもの、柱が倒れかかっているものなどよく見かけます。また、「止まれ」の道路標示がかすれて見えなくなっているところがたくさんあります。

そこでまず、道路交通法などにかかわる標識は県の公安委員会の管轄と聞いておりますが、市としてどのように対応されてみえますか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問でございますが、今、杉浦議員が言われましたように、道路標識、道路標示等については公安委員会が管理する規制・指示標識、それから規制路面標示、これは「止まれ」、横断歩道等があるわけでございますが、それと道路管理者が管理する案内・警戒標識、案内路面標示、交差点マーク等ですが、これと大きく二つに分かれるわけです。公安委員会と市の道路管理者が行う部分ということになってくるわけでございまして、道路管理者が管理する道路安全施設に関係しましては、私ども、道路パトロール並びに地元の要望を受けて新設、改善等を行って安全対策に努めておるところでございます。

また、公安委員会の管理する標識、路面標示等の要望、苦情等があった場合ですが、市から早期に整備をお願いするよう公安委員会の方へ申し出ております。公安委員会としましては、新設、改善するエリアが広く、早期に対応できない状況があると聞いております。交通安全上の危険が伴う状況等であれば、私どもも協力をして対応しておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 市の方としても、非常にきちんに対応はしてくれていると思いますけれども、今度の弥富市の総合計画案の中にも交通事故削減の目標値が設定されております

ように、こういった問題は県の予算が足りないからといってほうっておいていい問題ではありませんので、今、部長からお話がありましたように、市独自で対応可能なことは最大限に実施していただくと。

〔発言する者あり〕

10番(杉浦 敏君) 市として権限のある範囲で、当然そういう話です。とりわけ全体の問題として、やはり県に対して、もっとこういった道路交通の、交通安全の予算を増額するように働きかけをしていただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長(黒宮喜四美君) 他に質疑の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長(黒宮喜四美君) 以上で質疑を終わります。

本案18件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会及び特別委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午前11時45分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 三 浦 義 美

同 議員 中 山 金 一

